

中 部 山 岳 国 立 公 園

公 園 計 画 変 更 書

[一部変更]

(環境省案)

令和 年 月 日

環 境 省

## 目 次

第1	公園計画の変更.....	3
1	変更理由 .....	3
2	事業計画の変更内容 .....	4
(1)	施設計画 .....	4
ア.	利用施設計画 .....	4
(ア)	運輸施設 .....	4

## 第1 公園計画の変更

### 1 変更理由

中部山岳国立公園は本州の中央部に位置し、北は白馬岳から南は乗鞍岳にかけて 3,000 m 級の高峰が連なる我が国でも屈指の山岳公園である。中部山岳国立公園の北部には、立山連峰、後立山連峰などの 2,000m～3,000m 級の山々が連なり、ライチョウに代表される野生動物が生息し、様々な高山植物群を見ることができる。

本国立公園は、昭和 9 年 12 月 4 日に国立公園に指定され、昭和 59 年 6 月 15 日には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 4 年 7 月 14 日に第 1 次点検、平成 18 年 1 月 19 日に第 2 次点検、令和 5 年 3 月 31 日及び同年 8 月 31 日に公園計画の一部変更（自然体験活動計画及び生態系維持回復計画の追加）が行われている。

立山黒部アルペンルートは富山県立山地区と長野県扇沢地区を結ぶ山岳観光路線であり、室堂、劔岳などの立山地域を代表する自然景観に至るルートとして、年間 70 万人を超える利用がある。

その中で、標高 2,450m の室堂駅から標高 2,316m の大観峰駅までの 3.7km の区間は、平成 9 年 12 月 12 日に無軌条電車の運営に係る室堂大観峰線鉄道運送施設事業の執行認可を受けて立山トンネルトロリーバス（以下、トロリーバス）が運行されてきたが、現在運行中のトロリーバスは老朽化が進んでいる。また、平成 18 年改正「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」において、トロリーバスについても安全装置の設置が義務付けられたが、現在トロリーバスの製造の需要は少なく、安全装置設置に係る部品の製造が行われていないため、新たなトロリーバスの導入は困難な状況となっている。そのため、同省令の経過措置によるトロリーバスの運行を令和 7 年 3 月で廃止し、令和 7 年 4 月からは電気バスにより供用する必要がある。

以上の状況を踏まえ、これまでトロリーバスによる運行が行われてきた区間について、今後も電気バスによる公園利用を継続していくため、公園事業となる施設の種別を鉄道運送施設から自動車運送施設へ変更する。

なお、本公園計画の変更にあたっては、「国立公園の公園計画等の見直し要領」（令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 2204016 号）の 2（3）ア「火山活動、土砂崩壊その他災害若しくは突発的事象が発生し、又はそのおそれがある等により、公園の適正な保護及び利用の安全確保等の観点から、早急に公園計画等を変更する必要があるが生じた場合」に該当することから、公園計画の一部変更として実施する。

2 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア. 利用施設計画

(ア) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表1：運輸施設追加表)

番号	路線名	種類	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
13	室堂大観峰線	自動車運送施設	起点－富山県中新川郡立山町（室堂集団施設地区） 終点－富山県中新川郡立山町（大観峰）		室堂～大観峰探勝のための施設として充実、整備を図る。	新規

次の運輸施設を削除する。

(表2：運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	区間	主要経過地	告示年月日	理由
8	室堂大観峰線	鉄道運送施設	起点－富山県中新川郡立山町（室堂集団施設地区） 終点－富山県中新川郡立山町（大観峰）		平4. 7. 14	トロリーバスの老朽化及び交換部品調達が困難であることから、電気バスへの運用転換を行うため。

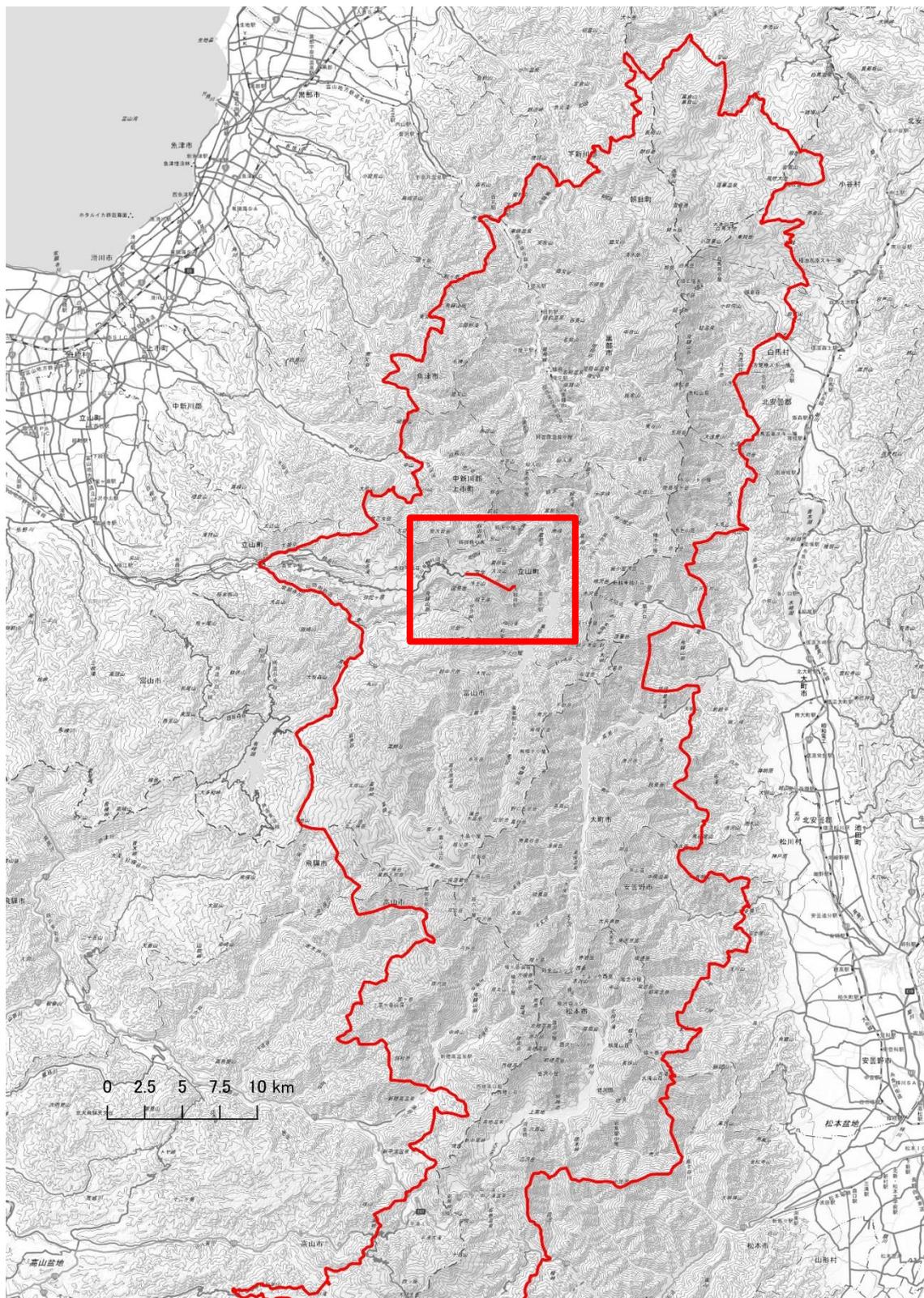
3. 参考事項の変更内容

参考事項を次のとおり変更する。

(表3：参考事項変更表)

変更後	変更前
<p>(2) 過去の経緯</p> <p>昭和 9年12月 4日 公園区域の指定</p> <p>昭和13年12月17日 特別地域の指定</p> <p>昭和15年 1月11日 公園計画の決定</p> <p>昭和40年12月22日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和59年 6月15日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)</p> <p>平成 4年 7月14日 公園計画の変更(第1次点検)</p> <p>平成 9年 9月18日 公園計画の変更(一部変更)</p> <p>平成18年 1月19日 公園計画の変更(第2次点検)</p> <p>平成31年 3月15日 公園計画の変更(一部変更)</p> <p>令和 5年 3月31日 公園計画の変更(一部変更)</p> <p>令和 5年 8月31日 公園計画の変更(一部変更)</p> <p>令和 7年 ●月 ●日 公園計画の変更(一部変更)</p>	<p>(2) 過去の経緯</p> <p>昭和 9年12月 4日 公園区域の指定</p> <p>昭和13年12月17日 特別地域の指定</p> <p>昭和15年 1月11日 公園計画の決定</p> <p>昭和40年12月22日 特別保護地区の指定</p> <p>昭和59年 6月15日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)</p> <p>平成 4年 7月14日 公園計画の変更(第1回点検)</p> <p>平成 9年 9月18日 公園計画の変更(一部変更)</p> <p>平成18年 1月19日 公園計画の変更(第2回点検)</p> <p>令和 5年 3月31日 公園計画の変更(一部変更)</p> <p>令和 5年 8月31日 公園計画の変更(一部変更)</p>

# 中部山岳国立公園 利用施設計画変更図位置図



# 利用施設計画変更図1

追加一室堂大観峰線(自動車運送施設)

起点  
(室堂集団施設地区)

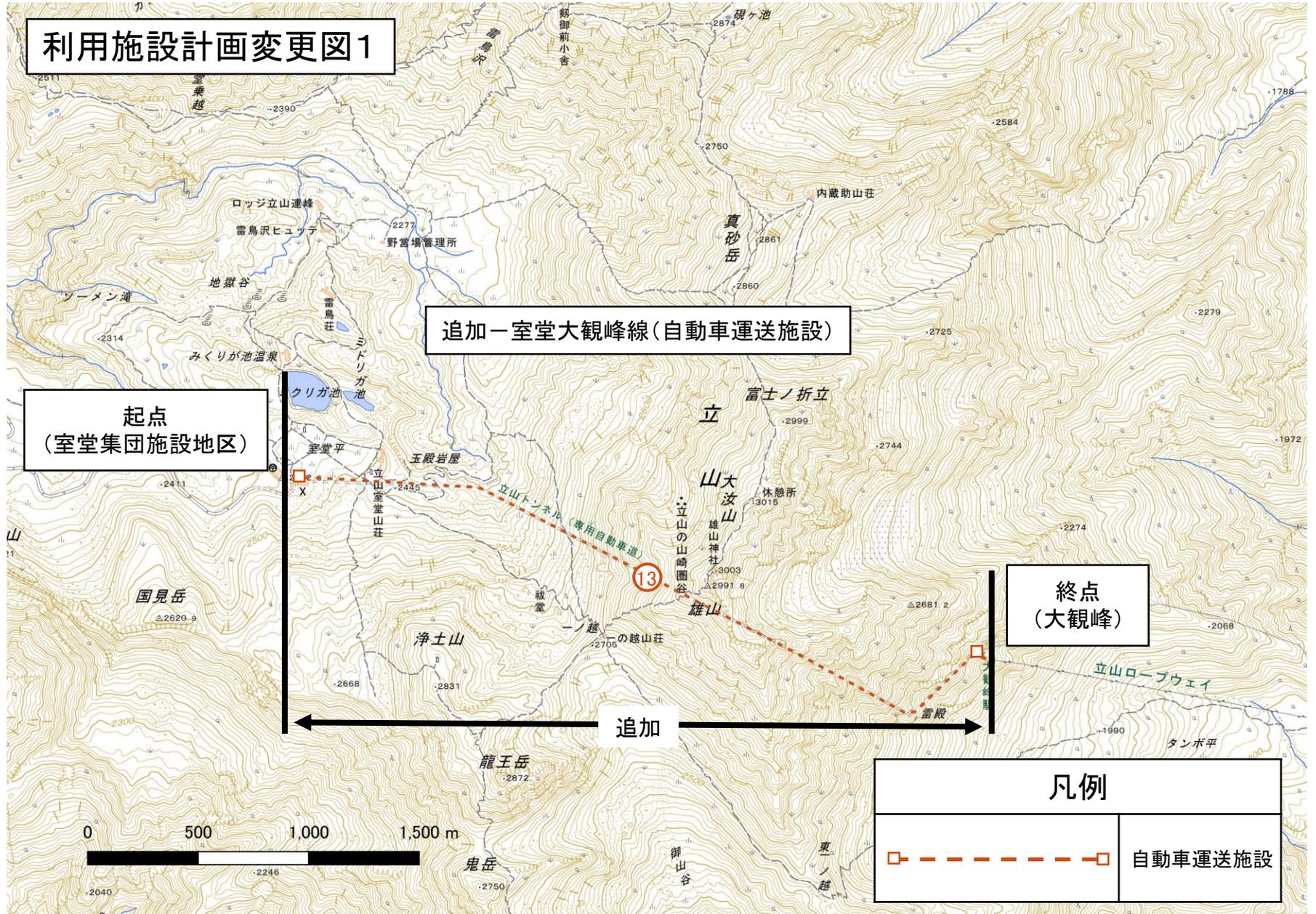
終点  
(大観峰)

追加

凡例

□ - - - □ 自動車運送施設

0 500 1,000 1,500 m



# 利用施設計画変更図2

削除—室堂大観峰線(鉄道運送施設)

起点  
(室堂集団施設地区)

終点  
(大観峰)

削除

凡例

□———□ 鉄道運送施設

0 500 1,000 1,500 m

